

アローチャート研究会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「アローチャート研究会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、山口県下関市筋川町5番3号に置くものとする。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、アローチャートを用いた課題分析及び関連する哲学等の研究ならびに普及・啓発、アセスメント技術を要する専門職の技術の向上を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の自主勉強会設立支援
- (2) インストラクター養成ならびに通信教育事業
- (3) 研修会・学会の企画運営
- (4) Webコミュニティの管理運営
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員この会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員この会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員この会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦・承認された者

(入会)

第5条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書の提出ならびに会費の入金の確認をもって正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第6条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第2章 組織

(役員)

第10条 本会に下記の役員を置き、会の円滑な運営を図る。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 35名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局員 4名(内1名を事務次長とする)
- (6) 監査 2名

(役員を選出)

第11条 役員については、会員からの立候補または推薦者とし、理事会において承認されたものとする。

(会長、副会長、事務局長、監査の選出)

第12条 会長、副会長、事務局長、事務局員は理事の中から理事会において選出し、監査については理事以外のものを理事会が選任する。

(理事会)

第13条 理事会は、第10条で規定する役員により構成する。

2 定期開催するほか、必要に応じ会長が招集するものとする。

(理事の任期)

第14条 理事の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(理事の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、庶務を管理する。副会長は、会長を補佐して庶務をつかさどり、会長事故あるときは、会長が指名した副会長がその職務を代行する。理事は、庶務の執行を決定する。事務局長は、会長および副会長を補佐し、常務を執行する。監事は、業務の執行および会計の状況を監査する

第3章 会議

(学会)

第16条 学会については、理事会において承認された関係者を対象に、定期的を開催するほか、役員会および会員の要請により随時開催するものとする。

(理事会)

第17条 理事会は、下記の事項について審議決定する。

- (1) 理事の選出に関する事
- (2) 規約の改正に関する事
- (3) 事業報告、事業計画に関する事
- (4) 監査に関する事
- (5) その他、議決を要する重要事項

(議事)

第18条 理事会は、理事の2分の1以上（委任状を含む。）の出席により成立し、理事会の議事は出席者の過半数で決定する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日より施行する。

この規約は、平成27年7月11日より施行する。

この規約は、平成28年4月1日より施行する。